

別記

様式第2号（4の(2)及び(4)関係）

令和 年 月 日

質問回答書

（あて先）

八 戸 市 長

（応募者） 住所又は所在地
商号又は名称 （質問者非公表）
担当者氏名
電話番号
E-Mail

1 調査の名称

八戸市庁舎食堂跡地の利活用に関するサウンディング型市場調査

2 質問事項

番号	質問事項	回 答
(1)	食堂跡地で食堂運営や弁当等の販売を安定・継続的に行うためには庁舎内で現に販売活動をしている他の事業者とのすみ分けは必要だと思いますが、制限するなどの予定はありますか？	令和4年度に25者あった庁内移動販売業者について、令和5年度に販売枠の有料化や1日あたりの事業者数の上限等の設定を行い、近接事業の整理を実施したところです。 令和6年10月現在は10者（実施要領別紙1の4参照）の事業者により庁舎内で販売活動が行われています。 現段階でさらなる制限の予定はございません。
(2)	食堂跡地の活用開始時期はいつ頃を想定していますか？	本調査の結果、食堂跡地での食堂運営事業について民間事業者の参入可能性が有ると判断した場合は、公募型プロポーザルにより運営事業者を決定します。その後、開業に向けた食堂跡地の再整備等を行い、運営事業者の決定から約13ヶ月後の開業を想定しています。
(3)	費用面（家賃等）について想定している金額はありますか？	以下のとおり最低貸付料を予定しております。 (1)厨房 89.962㎡：373,658円/年 (2)食堂 109.435㎡：456,693円/年 (実施要領別紙1の3参照)
(4)		
(5)		